

## 岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（第4回）の開催結果（概要）

### 1 開催概要

- (1) 日時 令和7年9月17日（水）15時15分から16時45分まで
- (2) 場所 エスポワールいわて 特別ホール
- (3) 議題  
岩手県災害ケースマネジメントガイドライン（素案）について  
論点①：市町村・関係機関・県の連携体制の構築について  
論点②：人材育成・認証登録制度について
- (4) 出席者 構成員等9人

所属・職名	氏名
岩手県立大学社会福祉学部客員教授	齋藤 昭彦（座長）
岩手県社会福祉協議会事務局次長兼総務部長	斉藤 穰（副座長）
いわてNPO災害支援ネットワーク 理事	阿部 知幸
いわてNPO災害支援ネットワーク 会員	鈴木 悠太
久慈市生活福祉部社会福祉課長	安部 信二
葛巻町総務課課長補佐	日向 信二
川上・吉江法律事務所（岩手弁護士会所属）	吉江 暢洋
岩手県復興防災部復興危機管理室	石川 一行
岩手県復興防災部防災課	横森 宅弥
岩手県保健福祉部地域福祉課	木村 康彦

- (5) 傍聴者 報道3社（NHK盛岡、岩手日報、岩手日日新聞）、盛岡市  
※NHK、岩手日報は9/18（木）放送・報道あり、岩手日日は9/30（火）報道あり。

### 2 概要

別添資料に基づき、事務局より説明を行った後、構成員の意見交換を行った。

### 3 主な発言要旨

- (1) ガイドライン素案について  
(論点①：市町村・関係機関・県の連携体制の構築について)
- 安部課長  
発災時に必要な部分が網羅されていて、市町村としては助かる。  
これまでも繰り返し申し上げているとおり、市町村職員はマンパワー不足。人事異動などで災害時の対応についてノウハウの継承できないため、人材育成に力を入れてほしい。また、

研修等でスキルアップできればなという思いがある。難しいことだとは思いますが、1回の研修で終わるものではなく、ステップアップできるものだとよい。

○ 日向課長補佐

これまでの推進検討会議検討結果を踏まえたものになっているのではないかと思う。第3回会議で意見のあった、支援の対象者は時間軸によって変わっていくという部分が入れられるともっと良くなるのではないかと思う。

ネットワーク会議の設立により、防災担当や福祉担当とのヨコの連携が図りやすくなっていくのではないかと思われる。

○ 鈴木会員

平時・発災時ともに理想的な形というところで作られたこのようなネットワークが、実際に機能していけばいいのではないかと思う。運用していく中で色々な課題は出てくると思われるが、例えば、発災時、市町村に求められた分だけアウトリーチ人材を派遣できるかということも、やはり平時の取組にかかっているだろう。

実際に災害ケースマネジメントを進めている側として、人材育成を平時から行うことの厳しさを感じるころはあるため、事業者や市町村というよりも大きな、県や国などの単位で取り組んでほしい。

マンパワーは現在の熟練したスタッフに頼っていることになるため、財源はあっても人がいないということがないよう、継承していくことが必要であり、現場の負担を考えながら、継続的な取組ができるようにしてほしい。

○ 齋藤座長

災害ケースマネジメントの実施主体である市町村の（民間団体等との連携に対する）姿勢によって、NPOの活動がしやすい、しにくいというのがあるのではないか。

○ 鈴木会員

岩泉町においては、少なくとも私たちのNPOとは良好な関係・顔が見える関係であるかと思うが、他の市町村やNPOの話を知ると、そうではないところもまだ多い。行政職の方々にはより門戸を開いていただき、研修会等で積極的に交流を図り、NPOの活動を知ってもらうなどの取組になると、お互いの顔が見える関係を構築していけるのではないかと思う。

○ 齋藤座長

市町村の職員は、自分の業務の分野に関わるNPOの方とは接点があるけれども、それ以外のNPOの方がどんな活動をしているのか、なかなか知る機会がないだろう。

○ 阿部理事

(全体として) 最初に比べて、ブラッシュアップしてきた。東日本大震災や岩泉町台風災害の経験もあり、具体的に話は進んでいる一方で、【資料2】における、現地の市町村から《派遣・協力要請》というのはいさ少しハードルが高いのではないかと。どこまで明確に書くかだが、県から最初に声をかけてあげる仕組みが大切ではないかと思う。

今後、具体的に詰めていくものだと思うが、現状、平時の支援は福祉関係の部署が中心で、現在話が進んでいるのは防災・災害関係の部署ということになるため、フェーズフリーということを見ると、それぞれの部署がどのくらい連携していけるかが重要だと考える。

実際に災害ケースマネジメントをやってみて、行政が困ることは、支援の対象をどこまで広げるのか・いつからやるのかということと、また、支援の役割分担(防災、福祉、土木・住宅関係など)や優先順位が、一定程度明確になっていないと現場では困るだろうということ。そういったところをこれから明確にしながら、かつ、NPO等関係機関が連携できるようになるところまで進めていただければいいのではないかと。

○ 齊藤副座長

(【資料2】連携イメージについて、) これまでの検討経過を踏まえたものになっていてわかりやすくなったが、気になるのは、発災時、《県が市町村を支援》ということになっているが、アウトリーチ人材等が被災地で活動するときの費用(移動経費や活動経費)はどうなるのか、素案の方では厚労省の「高齢者等把握事業」などが紹介されているが、市町村のほうでこれを活用し費用をもつのか、あとは県として何らかのことが考えられているのか。市町村で取組むにしても費用面のことがないと難しいのではないかと。

また、DWA Tが災害対策基本法の改正の関係により、在宅の方も対象となったことから、在宅の方々を対象とするDWA Tのメンバーと災害ケースマネジメントのメンバーと連携するなどして、DWA Tの取組みを活用することができないかと考えたところ。

○ 齋藤座長

費用負担の問題について県として現在のイメージはあるか。

○ 事務局

現時点では、発災時に厚労省の「被災者見守り等支援事業」など、市町村に国の事業を活用してもらうことを想定している。

○ 齋藤座長

今回オブザーバーとして出席いただいている弁護士、吉江暢洋先生から素案を読んでの感想、意見はあるか。

○ 吉江弁護士

災害ケースマネジメントを実施するかどうかを検討するとあるが、しないことがあるだろうか。実施について検討するのであれば、市町村には、どのレベルにおいて災害ケースマネジメントを実施するのか、ある程度ヒントを与えないと悩んでしまうだろう。私の感覚としては、災害発生時、災害ケースマネジメントはやるけれども、被災者の数や被災の規模、災害対策本部が設置された災害か局地的な細かい災害かどうかなど、《規模感》の違いだけだと思うので、そこの整理はもう少し考えておく必要があるかと思う。

(費用面について、) これはガイドラインに書くというよりは、地域防災計画などでどう位置付けるものであるかと思うが、地元の市町村が動くという場合は、国の事業でやることができるけれども、社協や専門士業、NPOがやるとなった場合、その費用をどこから手当てするのか、厚労省の事業に取り込めない場合は別建てで考える必要がある。例えば、今回の大船渡市の場合であれば、義援金とは別で災害見舞金として市が受けたものは、被災者に配るのではなく、現地で活動する資金にしていくということで、複数の資金のチャンネルを考えておく必要があるかと思う。

DWATとの連携は絶対に必要で、連携体制を作っていく時点でDWATを担当されるような福祉事業所の方々とも認識を共通化しておく必要があり、彼らが現地で拾ってきた問題点をこのネットワーク会議にあげて、支援を展開していくことができないといけないと思う。それを考えると、DMATや自衛隊との連携も同様ではないかと考えている。

福祉関連のところであれば、重層的支援体制整備事業をきちんと展開されている市町村は、重層的支援を担う人たちは日頃から見守り支援やアウトリーチ支援をしている人たちなので、既存の仕組みを利用することを盛り込む必要があるということ。

また、住宅セーフティネット法における住宅確保要配慮者に対する支援について、住宅確保要配慮者には被災者が含まれている。まだ重層的支援と一体的に進めるなど具体的に考えているものではないと思うが、居住支援法人の協議会ができたため、今後、協議会と連携し、居住支援法人に住宅支援を担っていただくということも考えられるのではないか。ガイドラインの第1弾に、ということではないが、より幅広く支援の形、連携することを検討して、盛り込んでいくことが必要ではないか。

○ 齋藤座長

DWATの事務局を担う県社協として、厚労省や全社協から災害ケースマネジメントに関連する議論はあるか。

○ 斉藤副座長

これまでDWATは避難所に避難してきた方が対象だったが、今後は在宅(避難者)も対象となるため、今後2つの機能が必要になることから、これまでとは違うということ

で、『新DWA T』と位置付けている。新DWA Tの中の在宅避難者の支援に関わる人は、社協職員のほか、NPOや民生委員であるため、災害ケースマネジメントにおけるアウトリーチ支援を行う人材像と重なるところがあるため、災害ケースマネジメントのスキルを活かして取り組むことができれば、一体的に取り組めるのではないかと。

(1) ガイドライン素案について

(論点②：人材育成・認証登録制度について)

○ 齋藤座長

(人材育成研修の体系図について、) 人材育成研修の受講を期待する人材について、他に記載しておいたほうがよい職種等はあるか。防災士はどうか。自主防に含まれるか。

○ 鈴木会員

岩泉町では、台風災害の発災後から、200名を超えるくらい養成してきており、それを統括する組織として「防災士連絡協議会(防災士連)」がある。自主防は自主防で機能しており、防災士は、災害時、各地域で各自の判断で活動することとなっており、防災士連が指示しているわけではなく、平時の研修などにおいてサポートすることはあるが、それぞれの立場で動いている。防災士の役割としては、発災時だけではなく、平時からの地域づくりの役割を担う部分も大きいと、災害ケースマネジメントのアウトリーチ人材の対象としてなり得るものと思う。並行して重層的支援体制や介護保険法の生活支援体制整備事業においても、防災士の役割としては現場での安定した機能になり得ると思う。

現在防災士の資格を持っている人だけではなく、防災士連が行う高校生を対象とした防災教育に力を入れており、次世代の防災リーダーを育成する活動に取り組んでいる。そういった防災に関心のある人材も必要だと思う。

○ 齋藤座長

防災士について、県の所管はどこか。防災士の役割は災害ケースマネジメントに関連するものと考えられるか。

○ 事務局

防災課が所管している。防災士の方々は災害対応を中心に学んで、資格を取得されているため、直接関係するものではないが、災害発生時には頼りにされる人材だと思うので、信頼感があり、アウトリーチ人材育成研修等を受けて、アウトリーチ支援にも対応できる方は対応していくということになるのではないかと。

○ 鈴木会員

防災士の現場の悩みとしては、資格があることで災害対応だけではなく、傾聴や課題解決を求められることも少なくないと聞いていることから、防災士にとってもアウトリーチ人材育成研修を受講していくことはよい影響があることから、連携していくことができればよいのではないかと。

○ 齋藤座長

事務局は防災士をこの人材研修の体系に組み込んでいくことを検討していただければと思う。

○ 阿部理事

災害ケースマネジメントは福祉に寄っていく傾向にあるが、福祉に関わる人にも一定程度、住宅や建物などハードに関わるところを勉強してほしいし、逆に、技術系の人には、福祉などソフトに関わることを勉強できると良いのではないかと。

(研修体系について、) 3層となったときのイメージでいうと、「災害ケースマネジメント推進サポーター」は、能登の事例でいうところのみつばち隊(土業みつばち隊)に近いのではないかと。大きな災害が想定される地域から応援に入った人が、研修という形で、現場に行き災害ケースマネジメントを学ぶという形でも実施できる。どこまでやるかというイメージで言うと、玄関でやりとりするというレベルであり、サポーターは短期の滞在で行うことができると思われる。

一方で、「災害ケースマネジメント推進リーダー」とは、アウトリーチの主の担い手として、ある程度伴走する必要があるため、イメージで言えば家の中まで入って1、2時間対話をしてその人を頼りにしていくというイメージなので、長期の滞在が必要だろう。

「災害ケースマネジメント推進コーディネーター」になってくると、全体管理や助言ということにプラスして、県や国とやりとりできるようになることが必要ではないかと思う。

災害ケースマネジメントの実施によるメリットがあるのは行政だと思う。今の災害では、どうしても建物を対象としてしまうが、広く相談を受付けることで、支援の漏れが見えてくるため災害の全体像が見えてくるため、結果として、市町村や県や国が、次に必要な支援が見えてくるのではないかと。この点では、被災者だけではなく、自治体や県が助かるのではないかと。「やるかやらないか」という視点ではなく、できるだけ早い時点からやることが必要なのではないかと思う。そのために必要な人材をサポーター・リーダー・コーディネーターと分けて研修していくのがいいのではないかと思う。

○ 齋藤座長

福祉分野の人にもハードのことを勉強するということが、被害の程度といったこと

か。

○ 阿部理事

(被害認定について) 一部損壊か半壊かということに悩んでいる人に対して、「それは大変ですね」と寄り添う姿勢だけではなく、建物被害の相談についてもアドバイスができる最低限の支援制度の知識や支援のつなぎ先くらいは、推進サポーターでも知っておくとよいのではないかということ。

○ 齋藤座長

居住支援法人との発災時の連携についてはどんなことが考えられるか。

○ 吉江弁護士

まだ制度ができたばかりなので、実際の福祉分野での居住支援法人の働きも固まっていないところだと思われるが、単純に一緒に住宅を探して支援するようなどころもあるし、シェルターのようなものを持って、そこに入居させ、生活保護を受けさせたくて転居を支援していくなど様々な形があるので、セーフティーネット法の中に住宅確保要配慮者に支援しますと書かれており、要配慮者に被災者も列挙がされている。

被災して住宅をなくされた人に対して居住支援をしていくことはセーフティーネット法の中では位置づけられているもの。例えば、生活困窮者自立支援法の中で、居住支援をやっていくことは、セーフティーネット法に記載されたことの裏返しであるが、障害者や高齢者も同様に各法で位置づけられている。一方で、被災者については、どこに位置付けられるのか明確になっていない。無理やり読みこむとすれば、災害救助法の改正により、「福祉的サービスの提供等」が入ったため、「福祉サービス」を幅広く読んで、その中に居住支援法人が入ってくると考えれば、救助法の枠の中でやっていくということにもなる。

よって、市町村や県、関係機関との連携体制の中に居住支援法人も組み込んでいくべきではあると思う。居住支援法人は増加しているため、個別に連携を構築するのは難しいだろう。また、法人の質の問題もあるため、県単位の居住支援法人の協議会との連携ということも必要だろう。

福祉分野の人が建物に関わる相談を受けたときに、もちろんきちんと教えられればいいが、例えば住宅の被害認定への不満を感じている人の相談を受けた際に、「じゃあ、建築士さんや弁護士さんにつなごうね」という発想があればいいだろう。

そういう意味では、幅広く災害時の支援制度の概要を知っておき、具体的な中身は分からなくても、困っている人がいたらつなげることができるということが基礎研修で身に着けばよいだろう。

(防災士の位置づけについて、) 防災士会に所属していない人も多く、個別の人が多い。

推進サポーターの研修を受けてもらう対象として位置付けて、《防災士》という集団を連携対象者として見ることは難しいだろうと思う。団体との連携とすれば、県の防災士会ということになるだろう。

特に東日本大震災の経験がある人で、避難所運営や仮設住宅の中心的な人物だった方で防災士の資格をお持ちの方はたくさんいると思うので、推進サポーターや推進リーダーになっていただくことは、展望としてよい話なのではないだろうか。

- 齋藤座長  
居住支援協議会の所管は県土整備部になるか。
- 事務局  
県土整備部建築住宅課である。
- 齋藤座長  
住宅・福祉・防災の連携について、県レベルでの連携について、災害ケースマネジメントに反映できるものはしていただきたいと思う。
- 齋藤座長  
「災害ケースマネジメント推進リーダー研修」の研修体系について、県社協の生活支援相談員の研修を参考にしていきたいとあるがいかがか。
- 齊藤副座長  
特に事例検討を中心とした人材育成を行ってきた。「被災者から学び、被災者に返す」という主旨である。生活支援相談員は、事例検討を通じて被災者に寄り添う力や社会資源を開発する力をつけてきたと考える。  
岩手らしさというところで、「生活支援相談員」のエッセンスも加えていただいて人材育成を進めていただければと思う。
- 齋藤座長  
推進コーディネーターや推進リーダーにあたる人材が、市町村の中で見つかりそうか。
- 安部課長  
市町村としては推進コーディネーターのような助言をしてくれる人材がいてくれると有難い。推進リーダーのなり手不足は心配される。市町村の中で人材を育成していくには時間がかかるだろう。東日本大震災を経験した方々も年齢を重ねており、担い手の世代交代はしていかなければならないだろうと思う。

○ 日向課長補佐

ぱっと思い浮かぶ人材はいないが、役場 OB も研修受講が考えられるのではないかと思います。防災士や女性消防協力隊なども含め、サポーターになれるような方はいるので、受講者が増えるようにははたらきかけていきたい。

○ 齋藤座長

NPOの立場から、推進サポーター・リーダー・コーディネーターを、NPOの中で組織的に育成していくことは可能か。こんな工夫があればできそうかということはあるか。

○ 鈴木会員

研修の受講により認定証が発行されるとのことだが、他の事業であれば、行政との関係の中で、「事業をやるためにはこの資格が必要」という位置づけなどインセンティブがあるが、災害ケースマネジメント推進リーダー/サポーターの認定証がそういった意味でどこまで機能するのか。

NPOとしては、活動するための財源確保が重要であるため、資格を取りに行くことを考える中で、この認定証があれば他の事業に応用が効くとか、何か効力があれば、活動の財源を考えるうえでは良いと思う。

また、推進リーダー/サポーターの研修体系は、生活支援コーディネーターの研修体系と似ている。行政は担当者の異動もあり、年度によって災害ケースマネジメントへの理解の違いがあると思う。同じ悩みを共有できる場があることが必要であると思うので、認定証発行後もリーダー/サポーター同士の情報交換や共有ができるような場があればよいのではないかと思います。

○ 阿部理事

推進リーダーについて、関係機関の連携と課題解決の2つの役割が書かれているが、これをやりきることはかなり難しい。NPOは関係機関の連携に強く、福祉サイドは課題解決に強いというところがあると思う。両者が連携することで推進リーダーになり得るかと思う。

また、災害ケースマネジメントと重層的支援体制整備事業の親和性の高さは言われてきたが、厚労省において重層的支援体制整備事業への風向きが変わってきたため、あまりここに寄りすぎない方がいいということ。

災害ケースマネジメントをできる市町村・できない市町村がでてくると思うので、県が進める覚悟をもってやってほしい。

たとえば、徳島県のNPOでは、弁護士などを集めて「なんでも相談会」を各地で実施し、発災時にはこれをやるだけとしているところもある。また、防災訓練において、災害ケースマネジメントの窓口を設置する取組を実施しているところもある。

実際、災害直後にこれができるのかということには疑問もあるが、これが被災者支援のワンセットとして市町村に植え付けるためには、一定程度効果があるのではないかと思う。岩手らしさも取り入れながら進めていっていただきたい。